

From (公財) 建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険 (法定外労災補償制度)

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

建設共済保険は建設業界の声を受けて生まれた制度です!**建設業協会と建設業福祉共済団の協力関係について****1. 建設業界の声を受けて生まれた制度です。**

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。

また、運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上(増進)や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。

2. 各都道府県建設業協会と事務委託契約を締結しています。

建設業福祉共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。

また、当共済団の理事及び評議員の半数以上は建設業界から就任いただいております。さらに制度改革などを審議する運営専門委員会には各地域の建設業協会の専務理事に就任いただくなど、建設業界の声を反映しやすい組織運営になっています。

3. 「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

建設業福祉共済団では、広く建設業界のお役に立てるよう次のような事業を行っています。

- ① 契約者を対象にした事業 <労働安全衛生推進事業>
- ② 被災者を対象にした事業 <育英奨学事業>
- ③ 建設業界を対象にした事業 <一般助成事業など>

建設関係団体の実施する建設業の担い手確保・育成等の社会貢献、公益事業活動に対して助成を行っています(協会が実施する「i-Construction 及び働き方改革研修会」への助成等)。

建設共済保険は、建設業に従事する労働者が業務・通勤災害により死亡したり、重度の身体障害(障害1~7級、傷病1~3級)を残した場合、または傷病の状態にある場合に国の労災保険の給付に上乗せして保険金を支払う制度です。

【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ① 建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ② 災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③ 同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④ 元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤ 代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥ 経営事項審査において15点の加点

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

『建設共済保険（年間完成工事高契約）』の概要

「建設共済保険」は、昭和45年11月にわが国初の労災上乘せ保険として誕生し、令和2年11月に制度創設50周年を迎えており、**全国で24,000社を超える建設業の皆様にご加入いただいています。**

建設業福祉共済団は、内閣府から公益財団法人としての認定を、また、国土交通省及び厚生労働省から「特定保険業」の認可をそれぞれ受け運営しています。

項目	主な内容
1. 対象災害	①保険契約者の施工する建設工事現場（*）における 業務上災害 及び② 通勤災害 （*）元請の甲型共同企業体契約及び海外工事を除く ※労災保険法に定める業務災害または通勤災害
2. 被保険者の範囲	①自社雇用労働者（無記名。事務職や建設業以外の事業で働く労働者及び保険契約者以外の役員については、付随契約への加入で補償対象とすることが可能です。） ②下請負人が雇用する労働者（無記名）（※特別加入の対象となる下請事業主・役員は除かれます。） ③保険契約者（労災保険の特別加入をすることができる者）
3. 補償範囲	①死亡災害 ②障害等級 第1級～第7級 ③傷病等級 第1級～第3級
4. 保険金の種類	保険金には次の①及び②があり、同時に同額の保険金区分（*）でご加入いただけます。 （*）保険金区分については、下記①及び②の合計額で、1,000万円、2,000万円、3,000万円、4,000万円及び5,000万円の 5区分から選択 できます。 ① 被災者補償保険金 ・・・保険契約者に対し、死亡災害、障害等級または傷病等級に応じた保険金区分の満額（※障害等級第4級～第5級の場合は保険金区分の80%の額、障害等級第6級～第7級の場合は保険金区分の60%の額）をそれぞれ上限額として支払います。ただし、保険契約者が被災者等に支払った金額または支払うことが確定している金額が上限額を下回る場合は、その金額を支払います。 ② 経費用補償保険金 ・・・保険契約者が、①の被災者補償保険金を被災者等に支払った場合または支払うことが確定している場合、企業が負担する各種経費（被災者等に対する追加的補償を含む）を補償する目的で、保険契約者に対し契約金額（※上限額は被災者補償保険金の場合と同額）を支払います。 （※被災者補償保険金を全く支払わない場合は、お支払いできませんので、ご注意ください）
5. 保険金支払いの特長	①同一災害で多数の方が被災した場合、および保険契約期間中に複数回事故が発生しても、 それぞれ上限なく補償 します。 ②同一現場で元請企業と下請企業がともに建設共済保険に加入していた場合、下請け企業の労働者が被災したときは、元請企業・下請企業 それぞれに保険金を支払 います。 ③ スピーディーな保険金の支払い （※H22～R元年度の実績：請求書受付から平均 5.0日 ）。
6. 経審の加算	・ 経営事項審査 において、「労働福祉の状況」の中で、 15点 が加算されます。
7. 掛金・割引等	・直前1年間の完成工事高を基礎に、保険金区分及び工事種類（土木・建築等区分）により定めた掛金率で算出。 ・「無事故割引」・・・完工高に応じ、 掛金を12%～70%割引 ・「払込割引」・・・完工高が1億円以上の場合には、分割払いや払込割引（最大2%）があります。
8. 付帯する主な事業	・ 育英奨学事業 ・・・保険金が支払われた被災者（死亡、障害1級～3級または傷病1級～3級に該当する者）の子供に対して、要保育期間および小学校～大学までの在学期間、 返済不要の奨学金を継続給付 します。 （※年額：要保育児144,000円～大学生468,000円） ・ 労働安全衛生推進事業 ・・・①保険契約者に対し、掛金と加入年数に応じて安全衛生用品を頒布します。 ②現場の女性専用トイレ・更衣室の導入費用に対して助成金を給付します（※1社上限10万円）。

公益財団法人 **建設業福祉共済団**

ご契約に関するお問い合わせ ☎ 0120-913-931

その他のお問い合わせ ☎ 03-3591-8451

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/>

取扱機関

一般社団法人 **山形県建設業協会**

Tel 023-641-0328



建設共済保険

検索